

京都大学博士後期課程特別進学支援制度

平成31年度奨学生募集案内

「京都大学博士後期課程特別進学支援制度」とは、将来の卓越した研究者候補として極めて優れた資質・能力を有する学生が経済的理由により博士後期課程への進学を断念することが無いよう、進学前から奨学金給付を保証することにより進学を促す制度です。希望者は以下の要領で書類を作成のうえ地球環境学堂教務掛へご提出ください。

1. 対象者

- ① 平成30年4月1日において本学の修士課程又は専門職学位課程第2年次に在籍し、本学の博士後期課程に進学を予定する者（一貫制博士課程においては、これに相当する年次）
- ② 将来の卓越した研究者候補として極めて優れた資質・能力を有する者
- ③ 経済的理由により進学が困難である者（授業料免除の家計基準（修士課程）に準拠※）
- ④ 日本学術振興会特別研究員へ申請を行う者
- ⑤ 在籍する課程において、懲戒処分を受けていない者

※【参考】年収・所得の上限額の目安

	給与収入限度額		事業所得限度額	
	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
3人世帯	494万円	557万円	284万円	328万円
4人世帯	565万円	628万円	334万円	378万円
5人世帯	621万円	675万円	373万円	417万円

平成29年度授業料免除において許可された者はこの家計基準を満たす者としてします。平成29年度授業料免除許可者でない場合は、平成30年度前期分授業料免除申請書類にて適格の確認を行いますので、必ず申請してください。

2. 提出書類

- ① 奨学生調書（受賞歴など特記すべき事項があれば記載すること）
- ② 現課程の学業成績証明書
- ③ 博士後期課程進学に向けての動機（任意様式）

3. 審査方法

提出書類の書面審査及び面接を実施する。

4. 提出期限

平成30年3月30日（金）17時 【 厳守！ 】

5. 給付金額

月額 12万円（年額 144万円）

6. 給付期間

博士後期課程の第1年次の4月から1年間。但し、日本学術振興会特別研究員に採用された場合、支給しない。

7. 採用決定時期

平成30年6月中旬

8. 注意事項

- ① 他の奨学金との併給は可能です。
- ② 奨学生が休学したときは、奨学金支給を休止します。ただし、休学の理由（留学やフィールドワークの場合など）によってはこの限りではありません。
- ③ 平成31年度（10月入学者においては平成30年度）に博士後期課程へ進学しなかった場合、退学等により学籍を失った場合、懲戒処分を受けた場合等は奨学金の受給資格を失います。地球環境学堂教務掛